

発災日からの記録【朝倉市】

災害名	平成29年7月九州北部豪雨（「特定非常災害」には指定されていないが、「激甚災害」には指定されている。）		
市区町村名	朝倉市		
発災日	2017年7月5日		
住宅再建に関する 最初のお願事項	<p>☆今後の様々な手続きのために：一日も早く、家屋その他被害を受けたところを元の状態に戻すため、復旧作業を進められと思いますが、今後の様々な手続きを行う上で、被害の状況（復旧前）の写真が必要な場合が多々あります。</p> <p>復旧作業される前に、必ず写真を撮影しておいてください。写真が無い場合は、支援を受けられない場合があります。</p>		
その他の情報	<p>人的被害：死者33人、行方不明者2人</p> <p>住家被害：全壊260件、半壊（床上浸水含む）782件、床下浸水427件</p> <p>その他：道路483件、橋梁83件、河川310件</p> <p>避難者のピーク数：1204人（最大11か所の避難所、11月25日にすべての避難所を閉鎖）</p> <p>応急仮設住宅の状況：借上型272戸、建設型85戸、一時避難：市営住宅21戸→15戸、県営住宅15戸→11戸、他市町営住宅10戸→5戸（11/12→5/31現在）</p>		
発災日からの日数	発表日(広報紙による発表日を含む)	支援や制度の内容	
6日後	2017年7月11日	<p>「り災証明書」の交付</p> <p>「り災証明申請書」の提出→「り災届出証明書」の交付→その後、「り災証明書」が必要な場合には、後日、現地確認を行い、その調査に基づき、後日交付する（印鑑、被害状況のわかる写真、本人確認ができるもの。り災証明にかかる被害調査は7月18日より開始。</p> <p>（農業施設機械等の「り災証明書」は市農業振興課での申請受付）</p>	
		被災者への住宅提供の形態には、「公営住宅」、「応急仮設住宅（建設型）」、「民間賃貸住宅（借上型）」の大きく3形態がある。	
7日後	2017年7月12日	<p>「民間賃貸住宅（借上型）」提供の相談開始</p> <p>条件等あり。「被災者住宅支援窓口」で要確認。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・耐震性が確保された住宅、家賃7万円以下（5人以上の世帯は9万円以下） ・入居期間、入居時から最長2年間、支援対象経費：家賃、諸経費（仲介手数料、退去修繕負担金、損害保険料） 	
9日後	2017年7月14日	<p>「災害ごみ」の受け入れ</p> <p>期間：当分の間、分別区分：①トタン、②タキロン、③スレート、④畳、⑤瓦、⑥ガラス類、⑦金属、⑧コンクリート、⑨セメント瓦、⑩陶器瓦、⑪ふとん、毛布、⑫がれき類、⑬角材、⑭樹木、⑮竹、⑯板や家具、⑰家電4品目、⑱ビン、⑲茶碗類などに分別、通常の生活ごみは、週2回の可燃ごみ収集や、月1回の資源・不燃物収集を利用すること</p>	
9日後	2017年7月14日	<p>「被害家屋の消毒」</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消毒剤の配布（無料） ・業者による消毒（無料）→電話予約し、事前予約が必要 	
13日後	2017年7月18日	<p>「被災住宅の応急修理」制度</p> <p>要件：応急修理を行う住家に居住すること、半壊・大規模半壊または全壊の被害を受けたこと（り災証明要、全壊の場合は応急修理により居住が可能になること）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・応急修理によって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること ・応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しないこと 他 <p>範囲：生活上欠くことができない場所（例示あり）</p>	
			市税務課 （当初は、朝倉・杷木支所市民窓口課でも）
			県庁県営住宅課 市都市計画課 杷木支所
			環境課
			環境課
			朝倉支所・杷木支所の 住宅相談窓口

発災日からの日数	発表日(広報紙による発表日を含む)	支援や制度の内容	
27日後	2017年8月1日	「被災者生活再建支援金」の支給 要件：前回、半壊等による解体、居住不能による長期避難、大規模半壊 支給額：①基礎支援金（住宅の被害程度に応じて支給）申請期限は2018年8月4日まで ②加算支援金（住宅の再建方法に応じて支給）申請期限は2020年8月4日まで 加算支援金（賃貸）は、公営住宅、応急仮設住宅などによる入居は対象外	福祉事務所
27日後	2017年8月1日	「災害見舞金」の支給（福岡県、朝倉市） 支給額：【福岡県】死亡20万円、重症10万円上限、住宅の全壊10万円、全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水）5万円、どちらも単身半額、【朝倉市】住宅被害（全壊、大規模半壊、半壊（床上浸水））を受けた世帯主に10万円	福祉事務所
41日後	2017年8月15日	「応急仮設住宅（建設型）」の情報提供（建設予定地も含む）、8月19日から入居開始	市都市計画課
41日後	2017年8月15日	「公営住宅」（県営住宅、県公社賃貸住宅等の住宅）に関する相談窓口 対象：住宅が全壊、半壊、一部損壊、床上浸水の被害を受け、引き続き住むことができず住宅に困窮している方 ・一時入居期間：入居後6か月 ・家賃無料、敷金、連帯保証人不要、光熱費・共益費は自己負担	県庁県営住宅課
41日後	2017年8月15日	要配慮者（要支援、要介護の号令者、認知症の方、障がい者、妊産婦など）に宿泊施設の空き部屋提供の情報	市健康課
41日後	2017年8月15日	「公営住宅」（近隣の他市町営他の住宅）の問い合わせ先情報の提供	福岡市、久留米市、うきは市、嘉麻市、小郡市、八女市
41日後	2017年8月15日	「障害物の除去（土砂、竹木等）」 要件：障害物除去を行う住家に居住、全壊・大規模半壊・半壊・床上浸水の被害（り災証明要） ・障害物の除去によって避難所等への非難を要しなくなると見込まれること ・応急仮設住宅（民間賃貸住宅の借り上げを含む）を利用しないこと 範囲：家屋の中で、生活上欠くことができない場所および道路から家屋までの進入路	朝倉支所・杷木支所の住宅相談窓口
771日後	2019年8月15日	「災害弔慰金」の支給（災害遺族への支給） 受給者：配偶者、子、父母、孫、祖父母、死亡された方の死亡当時における兄弟姉妹（死亡当時に同居又は生計を同じくしていた者に限る） 支給限度額：生計維持者が死亡：500万円、その他250万円	福祉事務所
41日後	2017年8月15日	「災害障害見舞金」 受給者：重度の障害（両目失明、要常時介護、両上肢関節以上切断等）を受けた者 支給限度額：生計維持者250万円、その他125万円	福祉事務所
41日後	2017年8月15日	「災害援護資金の貸付」 要件：世帯主の1か月以上の負傷、家財の1/3以上の損害、住宅の半壊・全壊等（所得制限あり） 貸付限度額：最高350万円（被害状況による） 朝倉市分は年3%の利子に対する助成を行い、実質利率が0%になります	福祉事務所

発災日からの日数	発表日(広報紙による発表日を含む)	支援や制度の内容	
41日後	2017年8月15日	「災害復興住宅資金の貸付」 住宅金融支援機構による災害復興住宅融資災害により住宅が被災された方に対する融資（災害発生から2年以内）、全期間固定金利0.63%（2017年7月21日現在）、融資の限度額あり	住宅金融支援機構又は福岡県建築指導課建築審査課
41日後	2017年8月15日	「生活福祉資金貸付」制度 ①緊急小口資金：貸付額10万円以内、償還期間：12か月以内（据置期間2か月以内）無利子、②福祉費：貸付限度額150万円以内（被災住宅補修費用は250万円以内）、償還期間：7年以内（据置期間6か月以内）、連帯保証人ありの場合無利子、なし年1.5% （災害援護資金の対象となる世帯はこの制度の対象外）	朝倉市社会福祉協議会
41日後	2017年8月15日	「大雨による土砂・流木」の受け入れ 期間：当分の間、場所の指定あり	市建設課
85日後	2017年9月28日	「義援金」の配分（第1次、以後第9次まで発表あり） 広報あさくら11月1日号にも記載あり	福祉事務所
105日後	2017年10月18日	「生活支援物資」の提供（4日間開催、高額商品は抽選） 企業やNPO等からの寄贈品の提供（生活家電、自転車、食器類、衣類、生活雑貨など）	防災交通課
119日後	2017年11月1日	「被災家屋撤去」の対象を拡大、受付は12/28日まで 家屋の解体についてこれまで「全壊」のみが対象だったものを、「大規模半壊」まで対象を拡大 地震で撤去した家屋でも撤去費用の償還を受けられる場合あり	朝倉支所・杷木支所の 住宅相談窓口
119日後	2017年11月1日	「被災家屋撤去」を自費で行いその廃棄物を市の集積場に搬入する場合は、事前許可制に移行	
119日後	2017年11月1日	「義援金」の配分（第2次） 広報あさくら11月15日号にも記載あり、床下浸水も対象あり	福祉事務所
133日後	2017年11月15日	「災害援護資金の貸付」の受付延長（12月8日まで）	福祉事務所
148日後	2017年11月30日	「障害物除去」の申し込み締め切り 限度額：13万5100円/世帯（施工業者に市から支払い） 応急修理との併用可	朝倉支所・杷木支所の 住宅相談窓口
148日後	2017年11月30日	「被災住宅の応急修理」の申し込み締め切り 限度額：57万4千円/世帯（施工業者に市から支払い、限度額を超える場合は自己負担、1戸に2以上の世帯が居住している場合も1世帯として扱う） 障害物の除去との併用可	朝倉支所・杷木支所の 住宅相談窓口
149日後	2017年12月1日	「被災家屋撤去」の申請受付期間の延長（2018年3月23日まで、2018年度の窓口設置については申請状況により判断）	朝倉支所・杷木支所の 住宅相談窓口
163日後	2017年12月15日	「生活支援物資」の提供（家電など中古品含む、郵送、メール、ファックス等で応募、優先順位ありの抽選）	防災交通課
194日後	2018年1月15日	「応急仮設住宅（借上型）」の入居申し込み期限は2018年1月31日まで	都市計画課
225日後	2018年2月15日	「り災証明書」の受付は2018年3月30日まで	税務課

発災日からの日数	発表日(広報紙による発表日を含む)	支援や制度の内容	
239日後	2018年3月1日	「被災家屋撤去」の2018年度の申請受付（2018年7月31日まで、8月以降の延長は申請状況により検討）	朝倉支所→市民窓口係で環境課の対応に変更 杷木支所は住宅相談窓口を継続
263日後	2018年3月25日	「生活支援物資」の提供（テレビは抽選、その他は先着順）	防災交通課
270日後	2018年4月1日	「義援金」の配分（第2次）床下浸水の受付は2018年5月31日まで	福祉事務所
284日後	2018年4月15日	「災害公営住宅」の整備に向けて 対象：災害により滅失した住居に居住していたこと、所得制限あり 2017年11月より実施した入居意向調査の結果で建設方針決定。2018年3月より二次意向調査実施。仮申し込みを3/26まで実施。	都市計画課
284日後	2018年4月15日	「義援金」の4次、5次配分が決定（持家再建加算を強化、長期避難指定地区への配分、解体を行う世帯への配分）	福祉事務所
314日後	2018年5月15日	「住宅再建融資」に係る利子の一部を助成（福岡県） 支援額：住宅再建融資に係る利子相当額（上限100万円、一括助成）、申請期限：住宅を再建し、その住宅に入居した日から起算して6か月以内、5月末までに入居している場合は、2018年11月30日まで	都市計画課
331日後	2018年6月1日	「被災家屋撤去」の申請受付期間を9月28日まで延長（10月以降の延長予定なし） 申請を受けた家屋は、2019年3月31日までに撤去予定。個人で撤去する自費撤去家屋は、家屋撤去後、必要書類を添えて期日までに申請が必要	朝倉支所・杷木支所の被災者相談窓口 又は市環境課家屋等災害対策課
361日後	2018年7月1日	「災害公営住宅」の整備に向けて 2年間の仮設住宅の入居期限までの完成が目標。第3次意向調査は7月ごろの予定	都市計画課
375日後	2018年7月15日	「災害公営住宅」の申し込み受付（7/18-31、第3次意向調査、最終）	都市計画課
389日後	2018年7月29日	自立再建を考えている人向けに住宅再建に向けた「個別相談会」	都市計画課
392日後	2018年8月1日	「被災者生活再建支援金（基礎支援金）」の申請が1年延長（2018/8/4→2019/8/4） （住宅の再建に関する支援金（加算支援金）は発災から3年1か月以内のまま変更なし）	福祉事務所
416日後	2018年8月25日	住宅再建に向けた「個別相談会」（以後、月2回実施、2019年6月からは月4回）	都市計画課
423日後	2018年9月1日	杷木集積場での「災害ごみの受け入れ」期限が2018年10月30日まで（り災証明による搬入、復旧ボランティアで発生したごみなど）	
559日後	2019年1月15日	「義援金」の7次配分が決定（持家被害への配分、再建準備世帯への配分）	福祉事務所
635日後	2019年4月1日	「義援金」の申請受付窓口を支所に拡大（これまでは市役所本庁のみ）	朝倉支所、杷木支所の被災者相談窓口
665日後	2019年5月1日	住宅再建の「引越費用」や「民間賃貸住宅の初期費用」の助成を開始	市復興推進課 （福岡県住宅計画課）
635日後	2019年4月1日	「義援金」の9次配分が決定（応急仮設住宅等からの転居支援）	福祉事務所

発災日からの日数	発表日(広報紙による発表日を含む)	支援や制度の内容	
788日後	2019年9月1日	「被災者生活再建支援金（基礎支援金）」の申請期限が1年延長（2019/8/4→2020/8/4） （住宅の再建に関する支援金（加算支援金）の発災から3年1か月以内と同じ期限に）	復興推進課